

平成 28 年度 第 2 回 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成 28 年 11 月 16 日（水）

午後 3 時から午後 5 時まで

場所：パレス宮城野 けやきの間

○司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、資料の 1 から 3 までのほかに、席次表、関係各課出席者名簿、現行の安全・安心まちづくり基本計画を御用意しております。全て、お手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐野より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長

本日は、10 月になされました委員改選後、最初の委員会でございますが、皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず、委員をお引き受けいただき、また、委員会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、県では、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」に基づき、県警察をはじめ関係機関・団体や県民の皆様と連携しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めておりますが、現行計画が今年度末で終了いたしますことから、来年度を始期とする次期計画の策定作業を進めているところです。

7 月に開催しました、前回の委員会では、現行計画の成果や課題等について御報告の上、次期計画の策定方針案について御審議いただきましたが、本日の委員会では、次期計画の中間案をお示ししたいと考えています。

この中間案には、皆様からいただいた御意見をできる限り反映させたほか、現行計画における課題や社会情勢の変化を踏まえた、必要な取組等を追加していますが、全ての県民が安心して安全に暮らすことができるみやぎの実現に向けた、実効性のある計画を策定するため、改めて忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

また、前回も御報告させていただきました「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の内容を確定し、10 月 5 日に公表しましたので、改めて御報告いたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○司会

本日は、18 名の委員中、12 名の方に御出席をいただいておりますので、「安全・安心まちづくり委員会運営要領」第 2 第 2 項の規定により、会議は有効

に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

続きまして、本日、御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。本日は委員改選後最初の委員会でございますが、前委員会において委員をお務めいただいた皆様全員に再任いただいたほか、公募委員として、齋藤浩美様に新たに就任いただいております。また、委嘱状につきましては、机上配布とさせていただきますので、御了解願います。

それでは、お手元の名簿順に御紹介をさせていただきます。新任の齋藤委員もいらっしゃいますので、その場で一言、自己紹介をしていただきますようお願いいたします。

○大淵憲一委員

放送大学宮城学習センターに勤めております大淵と申します。よろしくお願いいたします。

○郷家貴光委員

仙台市市民局生活安全安心部の市民生活課長をしております郷家と申します。仙台市の安全・安心まちづくりを担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○西條由紀子委員

西條由紀子と申します。

建築の設計を仕事にしてまして、生活の防犯ということを考えなければならない立場で仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○齋藤浩美委員

御紹介にあずかりました齋藤浩美です。このたび公募で応募させていただきました。町内会や学校で役員をさせていただいたりしながら地域の活動をしておりまして、勉強させていただきたいと思い、委員に応募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤善子委員

宮城県社会福祉協議会地域福祉部次長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○庄子直委員

藤崎百貨店の総務部を担当しております庄子直と申します。宮城県の万引き防止連絡協議会の会長も仰せつかっております。商業者の立場並びに仙台市中心部の立場から色々と防犯の取組をさせてもらっています。よろしくお願いいたします。

○菅原理意子委員

菅原理意子と申しまして、家庭裁判所の調査官として少年非行の問題と家庭の様々な問題に携わってまいりまして、退職した後は調停委員として家庭裁判所に勤めております。主に家庭の問題や子どもの問題に関心があり、その面で今日もお話したいことがあり、出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

○千葉邦子委員

10月10日に市になりました、富谷市のあけの平小学校で校長をしております、千葉邦子と申します。子どもたちの安全安心に取り組んでいるところですが、本日はたくさん勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○平間喜久夫委員

皆様は仙台市またはその周辺の方ということですが、私は県南部の蔵王町の総務課長をしております平間と申します。こちらは、都市部と違った環境でございますので、その辺を何とかしたいと思っております。併せて、蔵王町でも、安全・安心まちづくり条例がありまして計画を作らなくてはならないと思っておりますが、未策定となっておりますので、来年度こそはぜひ作るという心構えで参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上裕子委員

あけの平の校長先生と同じ富谷市に住んでおりまして、大学生、高校生、小学生3人の子どもを育てております。子どもに関する犯罪が急増しておりますので、その辺をしっかり学んで生かせればと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡辺新市委員

宮城県防犯協会連合会の渡辺新市でございます。安全・安心まちづくりを担当しております。県内各地区でございます防犯協会の事務局をしております。よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。渡辺委員におかれましては、所用のため、午後3時半頃に退

席される予定でございます。あらかじめお知らせいたします。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。ただ今、冒頭で挨拶を申し上げました佐野好昭宮城県環境生活部長でございます。宮城県環境生活部参事兼共同参画社会推進課長の小松でございます。本日、司会を務めさせていただきます共同参画社会推進課の池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、安全・安心まちづくり事業を推進している関係課室の担当者も出席しておりますが、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、委員の皆様の互選により会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長、副会長選出までの間、佐野環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

○環境生活部長

それでは、暫時、進行させていただきます。どなたか会長、副会長の御提案がありましたらお願いいたします。

○郷家貴光委員

事務局で案がありましたら教えていただきたいのですが。

○環境生活部長

ただ今、「事務局案は。」とのお声がありましたので、事務局で案がありましたら、提案をお願いします。

○事務局

事務局としましては、前委員会に引き続きまして、会長を大淵憲一委員に、副会長は西條由紀子委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○環境生活部長

ただ今、事務局から、会長に大淵憲一委員、副会長に西條由紀子委員という案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○環境生活部長

それでは、会長に大淵憲一委員、副会長に西條由紀子委員を選出させていただきます。御協力ありがとうございました。

○司会

正副会長におかれましては、会長席、副会長席への御移動をお願いいたします。

(正副会長移動)

○司会

ただ今、選出されました大淵会長、西條副会長から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと存じます。

○大淵憲一会長

ただ今、会長に再任されました大淵でございます。西條副会長と力を合わせて委員会の運営に努めてまいりたいと思います。本委員会の今年度の使命は基本計画案を策定することだと考えております。そのためには委員の皆様方の積極的な御発言をお願いしたいと存じますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

○西條由紀子副会長

ただ今、御紹介にあずかりました西條由紀子と申します。建築の設計の仕事をしておりますが、どちらかという和生活者の視点で防犯、安全・安心を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。力不足ではありますけれども皆様の御意見をできるだけ引き出させていただくように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○司会

ありがとうございました。

ここで、藤澤美子委員がいらっしゃいましたので、一言簡単に御挨拶をお願いします。

○藤澤美子委員

藤澤と申します。引き続き委員を引き受けさせていただきました。これからもよりよい安全・安心まちづくりに尽力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

それでは、以降の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。大淵会長、よろしくお願ひします。

○大渕憲一会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。早速、議事に入りたいと思いますが、まず、次第4の(1)「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

事務局の木村と申します。座って説明をさせていただきます。それでは、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」について、事務局から御説明いたします。お手元の資料2-1、及び資料2-2を御覧下さい。

まず、本年7月の第1回委員会では、パブリックコメントを実施中であったガイドラインの中間案について説明を行っておりました。その後、同パブリックコメントの実施結果を踏まえて最終案を策定し、8月31日の第3回有識者会議における検討を経て、本年10月1日付けでガイドラインを策定いたしました。策定したガイドラインは、県議会への報告と併せて、10月5日付けで県ホームページ等で公表しております。

この度、策定しましたガイドラインの内容の説明の前に、前回の委員会で、庄子委員からいただいた御意見に対する回答について、御説明させていただきます。委員からの意見は、「個人情報保護法では、個人情報は本人の申出により削除できるということになっているが、それを拒否できるような根拠を何らかの形でガイドラインに入れていただきたい。」という内容でした。この御意見に関しては、前回の委員会でも申し上げておりましたが、ガイドラインは条例や規則と異なりまして、県民や事業者の方々に御協力をいただくという趣旨であり、個人情報保護法で規定している内容を制約することはできないため、本ガイドラインへの盛り込みは見送っております。

参考まで、改めて個人情報保護法を確認しましたところ、委員の御意見のとおり、本人からの申出による保有個人データの訂正・追加・削除や、利用停止・消去について規定されています。しかし、同規定によって訂正や利用停止が求められている「個人データ」は、「特定の個人情報を容易に検索できるよう整理された情報」のことをいうとされています。防犯カメラの映像の場合は、基本的に氏名等の個人情報では容易に検索できないため、ここにいう「個人データ」には該当しないと思われまます。

それでは、改めて策定したガイドラインの御説明をいたします。お手元の資料を御覧下さい。概要をまとめた資料2-1のほか、策定したガイドラインの本文である資料2-2をお配りしておりますが、概要資料に基づき御説明いたします。

まず、1の「策定経過等」ですが、犯罪の抑止等に効果が期待され、普及が進んでいる防犯カメラに関し、プライバシーの保護に配慮した適正な設置・運用の基準等を取りまとめたガイドラインを策定するため、これまで計3回の有識者会議を開催し、検討をしてまいりました。また、前回の委員会で御報告したとおり、7月から8月にかけて、中間案に対するパブリックコメントを実施しております。

策定したガイドラインは、以上の検討結果等を踏まえ、中間案に文言の整理などの修正を行ったものです。中間案から大幅な変更はありませんが、本文の項目に基づき、改めて御説明させていただきますので、2の「主な内容」を御覧下さい。

まず、第1の「ガイドライン策定の目的及び対象」ですが、1で「目的」を明記しているほか、2の「対象となるカメラ」では、「防犯目的であること」、「不特定多数の人が利用する場所に設置されていること」、「録画機能を有すること」の3つの要件を全て満たすカメラを対象とすることとしています。

次に、第2の「防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項」ですが、1では、「設置目的の明確化」と、「目的外での利用禁止」について記載しています。2の「撮影範囲、設置場所等」では、撮影範囲が必要最小限度となるよう、設置場所や撮影方向、設置台数を定めることとしています。3の「設置の表示」では、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示することとしておりますが、これにより、犯罪の抑止効果が期待されます。4の「管理責任者、操作取扱者の指定」は、防犯カメラの適正な管理・運用を図るため、責任者等を明確にする趣旨のものです。5の「設置者等の責務」では、「撮影された画像の適正な保存・管理」や「撮影された画像の利用・提供の制限」、「苦情等への適切な対応等」について記載しています。6の「撮影された画像等の適正な管理」では、「情報漏えい防止措置」や「不必要な複写・加工の禁止」、「画像の保存期間と確実な消去」、「インターネット接続時等の情報漏えい防止措置」等について、それぞれ記載しています。そのほか、7から12まで、「撮影された画像等の閲覧・提供の制限」、「秘密の保持」、「保守点検等」、「個人情報保護法の遵守」等の項目について、それぞれ記載しています。

次に、第3の「運用規程の作成と適切な運用」では、設置者等は、設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定めることとしております。

最後に、今後のスケジュールですが、先ほど御説明したとおり、10月5日付けでガイドラインを公表した後、各市町村をはじめ、防犯カメラに関係する各種団体、例として、金融機関、コンビニ、マンション等の不動産、商店街、遊技場、警備業、JRほか交通関係などの業界団体を通じて広報・周知を図っているところです。併せて、年内を目途として、分かりやすいパンフレットを作成し、関係機関・団体に対しまして、同パンフレットに基づいた広報・周知を積極的に行い、防犯カメラが適切かつ効果的に運用されるよう努めていくこととしております。説明は以上でございます。

○大淵憲一会長

ガイドラインについて説明がありましたが、御質問等はありませんか。

○庄子直委員

大変よくできたガイドラインだと思います。実際に防犯カメラを利用して、普段の業務に当たっている立場から見てもよくできていると感じます。一般の顧客からの防犯カメラ

に関する要望等はそれ程ありませんが、もしあった場合には個人情報保護法を準用して対応しようと考えていました。今回、ガイドラインが策定されましたので、今後はガイドラインの内容を踏まえて対応していきたいと思います。

○大淵憲一会長

他に御質問等はないでしょうか。

○平間喜久夫委員

内容的に分かりやすいガイドラインだと思います。そこで確認ですが、昨年、蔵王町で不審火が多発したことに伴い、地元の自治会役員の方から防犯カメラを設置して欲しいという話がありました。町では予算の制約もあり、すぐには対応できないでいたところ、駐車場やコンビニなどに、個人での防犯カメラの設置が進んでいる状況です。

このような個人が設置した防犯カメラは、ガイドラインの対象となるのでしょうか。なるとすれば、何らかの指導をする必要があるのでしょうか。

○事務局

個人が設置したカメラが対象となるか否かの御質問ですが、まず、ガイドラインでは「対象となるカメラ」を定義しています。資料のとおり、3つの要件を全て満たすカメラをガイドラインの対象としており、まず一つ目は「防犯目的のカメラであること」、二つ目は「不特定多数の方々を利用する場所等に設置されていること」、つまり、この会議室や会社事務所などではなく、例として商店街や公園等のいわゆる公共空間に設置されていることが要件となっています。三つめの要件は「録画機能を備えていること」です。

これらの要件を、先ほど、委員が話された事例に当てはめてみますと、放火防止が目的ですので防犯目的に該当します。二つ目の要件については、個人が自宅の敷地内を撮影する場合は対象外ですが、自宅の門などから通行人を映すような場合は該当すると思われま。最後の三つめは、最近のカメラはほとんど録画装置を備えているので該当します。

したがって、設置場所によっては、個人のカメラでもガイドラインの対象になる場合があります。なお、ガイドライン本文にも記載してありますが、ガイドラインの対象外のカメラでも、できるだけガイドラインの内容に沿った、プライバシーに配慮した適正な設置・運用を図っていただければと思います。

今後、対象となるカメラの説明も含めて、ガイドラインの周知を図っていくこととしています。

○平間喜久夫委員

分かりました。たぶん対象となるカメラに該当することと思います。

○大渕憲一会長

他に御質問、御意見等はないでしょうか。ないようですので、それでは、続きまして、次第4の(2)の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第3期)(中間案)」について、事務局から一括して説明願います。

○事務局

事務局の千葉でございます。大変恐縮ですが座って説明をさせていただきます。はじめに、計画策定のスケジュールにつきまして、改めて説明いたしますので、資料1を御覧ください。

7月に開催いたしました、前回の委員会では、次期計画の体系など策定方針案について御意見をいただきましたが、今回は、中間案ということで計画全体について御意見や御提言をいただきたいと考えております。

その後、本日いただいた御意見等を反映させた案をもちまして、12月から1月にかけて、一般の方から意見を伺うパブリックコメントを実施いたしまして、1月に予定しております3回目の委員会で、その結果を踏まえて修正した答申案について承認いただきたいと考えております。

答申後の流れについてですが、答申後は外部の方の意見をお聞きする機会はありませんので、答申案をベースとしまして県内部において最終案を決定し、2月県議会に提案いたします。その議会での承認が得られれば、来年の4月1日から新計画がスタートすることになります。

次に、中間案について説明いたしますが、はじめにお配りしております白い冊子の現行計画を御覧ください。次期計画につきましても、最終的にはこのような形で作成したいと考えておりまして、本日お示しいたします中間案は、同様の形で資料3-4にまとめておりますが、こちらは後ほど説明させていただきます。

それでは、次期計画のポイントについて説明いたしますので、資料3-2を御覧ください。主なポイントは6つございます。1つ目のポイントは、「安全・安心まちづくり活動の裾野の拡大」です。前回の委員会でも御説明しましたとおり、高齢化に伴い、防犯ボランティア団体の数や構成員数が減少傾向にありますので、中間案では、若い世代への情報発信や、防犯活動への参加呼びかけ、事業者と連携し、事業者の日常の業務に合わせた防犯活動の実施を促進していくことなどを新たに記載しています。

2つ目は、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」です。特殊詐欺やスマートフォン等によるインターネットの利用に起因する犯罪被害、危険ドラッグをはじめとする違法薬物の被害が多数発生している状況にありますので、あらゆる手段を活用して、関係機関等と連携しながら、特殊詐欺被害防止に向けた施策を推進していくことやインターネット空間におけるセキュリティ対策に関する意識向上を図るとともに、相談体制を充実すること、薬物乱用防止に向けた教育・啓発活動を推進していくことなどを追加しています。

次に2ページを御覧下さい。3つ目のポイントは、「子どもの安全対策の充実」です。子どもに対する声かけ・つきまとい等が、年々、増加していますし、インターネットの利用に起因して、子どもが犯罪等に巻き込まれる危険性が高まっていますので、今年1月に施行しました「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、地域全体で子どもを見守っていくという気運を醸成していくことや、家庭や学校等におけるインターネットの安全な使い方に関するルール作りを促進することなどを追加しています。

4つ目は、「女性の安全対策の充実」です。ストーカー・DVの相談件数が、年々、増加していますし、前回、八幡委員から御意見をいただきましたが、リベンジポルノの被害等が全国的に発生している状況にありますので、関係機関の連携により、被害を受けている女性に対する適切な支援を促進することや、被害にあってしまった際に速やかに適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を徹底すること、女性に対する安全教育を若年期から推進していくことなどを追加しています。

次に、3ページを御覧下さい。5つ目のポイントは、「犯罪の起きにくい環境づくり」です。神奈川県福祉施設で発生した殺傷事件のような痛ましい事件の再発を防止するため、多くの人々が利用する施設等の安全対策について改めて促進することや、普及が進んでいる防犯カメラの適切な運用を促進することが必要になっておりますので、公共施設や商業施設、福祉施設等における防犯訓練実施や防犯機器導入を促進することや、先ほど御報告したガイドラインに基づき、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用に向けた啓発や設置者等に対する支援を促進していくことなどを追加しています。

最後の6つ目は、「被災地のまちづくりにあわせた安全・安心まちづくり」です。被災地では、新たなまちづくりが進められている一方、住民の集団移転等によるコミュニティの弱体化とそれに伴う地域の防犯力低下が懸念される状況にありますので、被災地のまちづくりにあわせて、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備を促進することや、新たに形成される地域コミュニティにおける安全・安心まちづくり活動の推進体制の再構築を促進していくことなどを追加しています。

次に中間案全体の概要について説明しますので、資料3-1を御覧下さい。中間案は現行計画と同様、4つの章で構成されています。1の「計画策定の趣旨」では、計画策定の背景や、安全・安心まちづくりの定義、計画の位置付け、計画の期間などについて記載しています。

次に、2の「宮城県の現状と課題」では、「犯罪の現状」のところでは、ストーカーやDV、特殊詐欺の被害が増加傾向にあることを、「子どもを取り巻く現状」のところでは、非行少年の検挙件数等は減少していること、スマートフォンの普及等により、子どもが有害情報等にアクセスすることが容易になっていることをそれぞれ追加しています。

また、「地域社会の現状と課題」では、被災地の防犯力低下が懸念されていることや、特殊詐欺被害が問題となっていることのほか、在留外国人が増加しており、外国人観光客も増加していくことが見込まれるため、外国人も安心して過ごせる環境を整備していく必要

があることについて新たに記載しています。なお、前回は説明しましたとおり、外国人の犯罪被害件数は、県内では、今のところは、増加はしていませんが、全国の数字を見ますと、若干の増加傾向にありますので、今のうちから環境を整備していくことが必要であると考えております。

次に、3の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」では、計画の目標と基本方針を記載していますが、これらは、この計画の根拠条例である「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」の前文と第2条の基本理念に準拠したものですので、次期計画でも維持したいと考えております。

次に、「計画の方向性」ですが、こちらは、推進項目等と合わせて、後ほど説明いたします。

次に、「推進体制の整備」ですが、事業者との連携を追加しています。これは、先ほども説明しましたとおり、防犯ボランティア団体等の数が減少していることを補う意味でも必要なことであると考えています。

次に、4の「推進項目と具体的推進方策」についてですが、3（3）に記載されております9つの方向性と23の推進項目の下に、具体的推進方策がそれぞれぶら下がっておりますが、資料3-3に、より詳しくまとめておりますので、そちらを御覧下さい。この資料3-3にまとめております、計画の体系につきましては、前回は説明させていただきましたが、いただいた御意見等を踏まえて修正した部分や事務局で見直しをした部分がありますので、改めて説明いたします。なお、現行計画から変更した箇所は太字と下線の表記に、前回の資料から変更した箇所はそれに加えて濃い網掛けにしています。

それでは、現行計画から変更した部分について説明をいたしますが、まず、方向性2の推進項目（5）の「ト」について、現行計画では「学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の促進」としております。これは、「みやぎ学校安全基本指針」の策定を内容とするものですが、この指針は平成24年度に策定済みでして、次期計画では、これに基づいて、安全対策を実施していくこととなりますので、「安全対策の促進」を「安全対策の推進」に変更したいと考えております。

次に推進項目（7）ですが、現行計画では、「子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進」としてありますが、現在はスマートフォンが主流となっておりますので、携帯電話の部分を変更したいと考えております。

次に2ページを御覧下さい。方向性3の推進項目（9）の「ハ」ですが、現行計画では、「女性の適切な支援のための情報共有化の促進」としております。女性の安全対策に関しましては、県内7つの圏域ごとにネットワーク連絡会議を設置するなどの取組を行っているところとして、情報共有を超えた連携を促進していくという意味で、「情報共有化の促進」を「関係機関の連携の促進」に変更したいと考えております。

次に、次期計画の方向性5ですが、「多様化・巧妙化する現代的な犯罪への対応」として新たに加え、推進項目として「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」、「イ

インターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止」,「危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止」を設けたいと考えております。

なお、推進項目の(12)についてですが、前回、藤澤委員からいただいた、「インターネットの利用により、犯罪被害を受けるばかりでなく、加害者となってしまうケースも生じている。」との御意見を踏まえまして、人権侵害についての記載を加えています。

次に、現行計画の方向性6、次期計画では7になりますが、「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設」としてしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、コンビニ等の深夜商業施設のみならず、多くの人が利用する施設については、改めて安全対策を促進する必要がありますので、新たに「深夜商業施設」を「公共施設・商業施設等」に変更したいと考えております。

次に、次期計画の推進項目(15)の「イ」についてですが、「道路、公園、駐車場等の見通しの確保、高照度照明施設等の整備促進」としてしておりますが、防犯カメラなど照明施設以外の整備も進んでおりますことから、「防犯設備等の整備促進」に変更したいと考えております。

次に、推進項目(17)ですが、方向性と同様に、「深夜商業施設」を「公共施設・商業施設等」に変更するとともに、推進方策「イ」については、「深夜商業施設等への防犯機器等の普及促進」を「公共施設・商業施設等の多くの人が利用する施設の防犯力の向上」に変更したいと考えております。これは、防犯機器の普及のみならず、必要な助言や防犯訓練の実施を推進することにより、施設の防犯力を向上させることを意図しております。

次に、3ページを御覧下さい。推進項目(18)として、「防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進」を加え、推進方策をそれぞれ設定することを考えております。

次に、次期計画の推進項目(19)ですが、現行計画では、「繁華街等の環境整備」としてしておりますが、官民が一体となって、観光施策を推進しているところですので、環境整備を特に進める対象として、観光地も、今回、追加したいと考えております。

また、推進方策の「ロ」ですが、空き店舗のほか空きビルなども含ませる意味で、「空き店舗」を「空き店舗等」に変更するとともに、計画本文の表記に合わせ、「てん」を「なかてん」に変更したいと考えております。

次に、現行計画の方向性8、次期計画では9になりますが、新たなまちづくりが進んでいる被災地の状況を踏まえ、「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」を「被災地における安全・安心まちづくりの推進」に変更するとともに、推進項目(17)の「被災地における防犯ボランティア活動の再生支援」と(20)の「被災地の環境整備の促進」を統合し、「(22) 被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進」として整理したいと考えております。

以上、中間案の概要について説明してきましたが、中間案の具体的な内容について、現行計画から変更がありましたところを中心に説明させていただきますので、資料3-4を御覧下さい。

はじめに、目次を御覧下さい。前回、配布いたしました素案は、3の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」のところまででしたが、この中間案は、4の「推進項目と具体的推進方策」の最後まで作成しています。また、現行計画から変更があった箇所は下線表記に、前回の素案から変更があった箇所は濃い網掛け表記にしております。

それでは、1枚おめくりいただいて、1ページを御覧下さい。(2)のところでは、現行計画に基づく取組の経緯について記載するとともに、声かけ事案や特殊詐欺、被災地の環境整備などの課題について追加しています。

次に、2ページを御覧下さい。(6)で、計画の期間について記載していますが、現行計画は5年間の計画ですが、次期計画は、県の最上位計画である「みやぎの将来ビジョン」の終期に合わせまして、平成29年度から32年度までの4年間の計画としています。

次に、3ページを御覧下さい。「イ」の「犯罪の現状」ですが、刑法犯認知件数が減少していることや、子どもや女性が被害に遭う割合が全国と比べ若干高いことなど、犯罪情勢に関しての大まかな傾向は変わってはいませんが、統計数字を最新のものに更新したほか、DVや特殊詐欺の被害が増加傾向にあることを追加しています。

また、「ロ」の「子どもを取り巻く現状」ですが、非行少年の検挙等が減少していることや、スマートフォン等の普及により、子どもが有害情報等にアクセスしやすくなっていることを踏まえ、記載を修正しています。

次に、4ページを御覧下さい。「地域社会の現状と課題」ですが、被災地の新たなまちにおける防犯力の低下が懸念されていることや、特殊詐欺の被害が問題となっていること、在留外国人の数が増加していることなどを踏まえ、住民が共に力を合わせて地域社会の課題解決に取り組んでいくことが必要であるとまとめています。

次に、5ページを御覧下さい。先ほども説明しましたとおり、目標と基本方針については、現行計画から変更はしておりません。

次に、7ページを御覧下さい。9つの方向性について記載をしていますが、藤澤委員からの御意見を踏まえ、真ん中の「ロ」のところに、インターネットへの不適切な投稿等により、子どもが他者の人権を侵害してしまうケースも生じていることを加えています。

また、「ハ」の「女性の安全対策の推進」ですが、ストーカーやDVの被害のほか、八幡委員からいただいた御意見を踏まえ、リベンジポルノの被害等が問題となっていることや女性に対する若年期からの安全教育を進めていくことなどを追加しています。前回、アダルトビデオへの出演強制が問題になっていることについてもお話をいただきましたが、首都圏や関西圏では、実際に被害が発生していることは承知しておりますが、県内では、具体的な被害相談は、今のところ受けていない状況にありますので、「リベンジポルノの被害等」として若干緩やかな表現にしております。ただ、被害を未然に防止していくことは、当然、必要ですし、インターネット社会の危険性に対する認識が不足していることが事実として存在すると思われまますので、そのことを明記するとともに、子どもの発達段階に応じて、若いうちからしっかりと教育をしていく必要があると考えております。

次に、8ページ、9ページを御覧下さい。方向性の「ホ」「ト」「チ」「リ」についても、現状や課題を踏まえ、記載を修正・追加しています。

次に、10ページを御覧下さい。「推進体制の整備」ですが、「ロ」のところに、事業者との連携を追加しております。具体的には、宅配業者や小売業者等の県民と接する機会の多い事業者等と連携し、日常の業務活動に合わせた防犯活動の実施を推進していくこととしています。

次に、「推進項目」と「具体的推進方策」の具体的な内容で変更をした主な箇所について説明いたしますので、ページが少し飛びますが、15ページを御覧下さい。推進項目の(2)ですが、若い世代の参加促進と、事業者による防犯活動の推進をこちらに記載しています。

次に、17ページを御覧下さい。スクールサポーターに関する注釈について、実際の活動内容を踏まえて、修正をしております。

次に、19ページを御覧下さい。推進項目(5)ですが、推進方策の「イ」のところに、「子どもを犯罪の被害から守る条例」に基づき、地域全体で子どもを見守っていく気運を醸成することと、事業者による子どもの見守り活動の推進について追加しています。また、「ロ」のところでは、放課後における子ども達の活動拠点として、設置を推進しております「放課後子ども教室」、「児童教室」と記載されておりますが、「子ども教室」が正しい名称ですので、訂正させていただきます。「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」について明記するとともに、次の20ページになりますが、それぞれ注釈を追加しています。また、「ニ」では、子どもを取り巻く環境の変化に応じた適切な相談を実施するため、相談員の資質向上に努めることを追加しています。

次に、20ページを御覧下さい。推進方策の「ト」ですが、「みやぎ学校安全基本指針」、「基本方針」と記載されておりますが、「基本指針」が正しい名称ですので、これも訂正させていただきます。これを策定したことを踏まえ、この指針に基づき、学校安全教育を推進することとしております。

次に、22ページを御覧下さい。推進項目(7)ですが、推進方策の「イ」のところで、スマートフォンの利用等により、性犯罪等に巻き込まれたり、他者の人権を侵害したりすることを防止するための情報モラル教育を推進することとしております。また、「ロ」では、インターネットの利用により、子どもが被害者にも加害者にもなっている現状を踏まえ、家庭や学校等におけるルール作りを促進するとともに、青少年健全育成条例に基づき、携帯電話事業者等に対して協力を求めていくこととしております。

次に、24ページを御覧下さい。推進項目(9)ですが、推進方策の「イ」のところに、若年期からの安全教育を推進することを記載しています。また、「ロ」では、被害に遭ってしまった場合に、速やかに適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知や相談員の資質向上に努めることについて追加しています。また、「ハ」では、女性の適切な支援に向けて関係機関の連携を推進していくこととしています。

次に、25ページを御覧下さい。推進項目(10)ですが、推進方策の「イ」と「ロ」

のところで、研修会の開催や成年後見制度の活用促進などにより、高齢者や障害者の権利擁護を図るとともに、必要な助言や防犯訓練の実施などにより、施設の防犯力を向上させていくことなどを記載しています。

なお、施設の防犯訓練については、相模原市における殺傷事件を踏まえ、施設や県警察、関係機関が連携して各地で実施しているところですが、引き続き、推進していきたいと考えております。

また、「ハ」の外国人の見守りについては、外国人留学生が在籍する学校や外国人労働者が勤務する企業等と連携し、安全教室を実施していくことなどを記載しています。

次に、26ページを御覧下さい。新たに追加する推進項目(11)ですが、推進方策の「イ」で、最近の手口や対処法に関する情報の提供や、高齢者宅への戸別訪問等による注意喚起を記載しています。また、「ロ」では、高齢者に接する機会の多い方や、金融業者、宅配業者などと連携した注意喚起や、電話に取り付ける、特殊詐欺の撃退装置、これは、登録されていない番号から電話がかかってきたときに、通話を録音いたしますといったメッセージが流れるといった機器ですが、そういったものの普及促進などについて記載をしています。特殊詐欺については、今年になり、被害が減少に転じ始めるなど、これまでに実施してきました様々な取組の成果が現れてきたものと考えておりますが、引き続き、あらゆる手段を活用し、被害防止に努めていきたいと考えております。

次に、27ページを御覧下さい。これも新たに追加する項目ですが、推進項目(12)では、推進方策の「イ」で、広報物の配布等によりセキュリティ対策に関する啓発を図ることを、「ロ」で、相談員に対する研修の実施などによる相談体制の充実や相談窓口の周知について記載しています。

次に、28ページを御覧下さい。こちらも新しい項目ですが、推進項目(13)では、「イ」のところで、学校や各種イベント等における子どもへの教育を、「ロ」では、街頭キャンペーンや研修会の開催等による啓発活動の推進について記載しています。

次に、少し飛びまして、32ページを御覧下さい。推進項目(17)ですが、「イ」では、多くの人が利用する施設に対する助言や防犯訓練の実施などについて追加をしています。また、「ハ」では、深夜商業施設における防犯訓練の実施等により、セーフティステーションとしての機能強化等を促進していくことを追加しています。

次に、33ページを御覧下さい。新たに追加する推進項目(18)ですが、「イ」では、ガイドラインの内容を広く周知することを、「ロ」では、必要な助言や情報提供を行うことにより、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を支援していくことを記載しています。

次に、34ページを御覧下さい。推進項目(19)ですが、「ロ」のところで、侵入防止策を講じることや、周囲の可燃物を除去することなど、犯罪の起きにくい環境を整備するために行う助言や指導の具体的な内容について、追加をしています。

次に、36ページを御覧下さい。推進項目(21)ですが、復興が進んでいる一方で、未だ不自由な暮らしをされている被災者の方々がいらっしゃる状況を踏まえ、仮設住宅や

災害公営住宅における安全対策等を引き続き行っていくことについて、記載をしています。

次に、37ページを御覧下さい。推進項目(22)ですが、「イ」では、新たなまちづくりにあわせて、防犯設備の整備を推進していくことや、地域コミュニティの連帯促進などにより、犯罪の起きにくい環境づくりを進めていくことを記載しています。また、「ロ」では、リーダーとなる人材の育成や、連携して活動するためのネットワークの形成支援、防犯ボランティア活動に必要な装備資機材の再整備支援などにより、安全・安心まちづくり推進体制の再構築を促進していくことを記載しています。

次に、38ページを御覧下さい、推進項目(23)ですが、住居の移転や通学路の変更など、子どもを取り巻く環境の変化に合わせて、子どもの見守り活動等を推進していくことについて記載をしています。

以上、長くなりましたが、中間案に関する説明は以上です

○大淵憲一会長

たくさんの資料を使って色々な角度から説明していただきました。最終的には冊子を作るということが目的なわけですが、やはり最も重要なところは推進のために何に取り組むかということでございまして、基本計画では三段階で構成されているわけですね。大きな方向性が今回はいくつありましたでしょうか。「イ」から「リ」まであって、それぞれの方向性の中で推進項目というのが3つから4つ挙がっていて合計23個ですか。そしてさらに推進項目を具体化したものとして推進方策というのがまたそれぞれ挙がっているという三段階の構造になっていまして、全体として網をかけて安全・安心に関わる問題を全てとらえて対応していこうというのが主旨でございます。

今は特に第2期の基本計画から第3期にかけて変更する部分を中心に御説明いただいたわけですが、繰り返し御説明の中に出てきておりますように、特殊詐欺、インターネット利用に関わる被害、加害、それから危険ドラッグ、そして相模原の事件などを契機として高まっております様々な施設の防犯体制といったことが、特に新しい第3期の基本計画では重要な点として盛り込まれているようでございます。

では、ただ今から委員の方々から、この計画案につきまして、御質問や御意見をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○菅原理意子委員

3点ほどあります。資料3-4の3ページの「ロ」の「子どもを取り巻く現状」ですが、子どもの貧困と絡んで家庭教育の弱体化というのも地域の問題だと感じていますので、最後の「最近では、核家族化、少子化など社会の情勢が大きく変化していく中で、児童虐待や子どもの貧困」のところに、「家庭教育の弱体化」ということを加えていただけたらと思います。

それから「ハ」として子どもの健康そのものも書いていただいた方がよいと思います。

というのも、今、いじめ、いじめといっても犯罪に近いいじめですね。不登校、暴力行為が増加しているという文科省の調査結果が出てまして、宮城県でも増加傾向にありますので、そういう子どもの状況、それから、最近、様々な精神科医や小児科医、脳科学者といった人たちが、ネット依存やゲーム中毒によって子ども達の脳が蝕まれているという警鐘を鳴らしています。子ども達の共感性や、社会性、認知力などが十分育たず、人格形成に影響が生じているということで、ゲーム中毒などについて、学校や家庭で本気で取り組まない大変なことになるんじゃないかという意見が精神科医達から出ています。また、それとは直接は関係ないとは思いますが、発達障害や人格障害、ADHD、学習障害といった子ども達も増加していて、一部の学校では学級崩壊みたいなことも生じていると言われています。ですので、そういうところも現状のところ挙げておいて、子どもに対する安全教育の推進のところなど、対応の方策のところ具体的な提言を幾つか挙げたらいいのではないかと考えております。3ページに関しては以上です。

○大淵憲一会長

とりあえずこれについて少し議論しましょうか。

○菅原理意子委員

これについて考えてますのは、21ページの「子どもに関する安全教育の推進」の辺りに色々と盛り込んで欲しいということです。いじめ防止に本気で取り組むというところで、例えば、先生方は非常に多忙で、皆さん病気になるくらい大変な状況でいらっしゃるということを承知の上でなのですが、学校でいじめ防止を最優先事項として位置づけることが必要であると考えております。

それから、先ほど言いました、不登校や引きこもり、子どもの色々な精神的な問題や脳の問題、そういうことに関して、親や学校、保育園、幼稚園から高校まで全てだと思っておりますが、そういうところにもう少し広めていくため、精神科医や社会福祉士、臨床心理士の方などに、PTAや地域、まちで開催する会合などで講演をしていただき、認識を広げていくということも必要ではないかと思っています。そういう意味では、小児科医や精神科医、臨床心理士、社会福祉士などとの連携も考えていったらいいのではないかと思います。

それから、家庭支援のガイドラインやプログラム、家庭教育サポートブックなどを作成した県もあります。そういうものを作って、小さい時からゲームをさせるということが子どもにとっていかに大変なことか、家族内の対話や親子の密接な関係がいかに大事かなど、そういったことを書いて、子どもが小さいうちに自己肯定感や自尊感情、信頼感、共感性を育てていくということがとても大事なことだと思います。それがいじめ防止や不登校対策、虐待防止にもつながります。家庭の中にまではあまり入れないので大変ですけども、PTAなどを利用して、こういった問題の認識を広めていくことが大事かと思えます。

それから、貧困家庭の子どもがすごく増えています。貧困家庭の子どもですと、高校を中退してしまったりすることが多く、そうやって教育を受けないことになりますと、負の連鎖で貧困から抜け出せなくて、ますます格差が広がっていきます。そういう子は自立できないため、ニートになったり引きこもりになったりしますし、場合によっては非行少年や犯罪者になってしまいます。そういう子ども達、例えば、中学にも行っていない子どもについては、NPOやボランティアでもいいのですが、夜間中学のようなところで教育を受けさせる必要があります。また、貧困家庭の子どもが食事をしていないことがあります。これもNPOやボランティアでいいと思うのですが、そういう子どもに対して、食事支援をしたり、子どもたちの居場所や抛り所になる場所を設けたりするなど、子どもの貧困や子育てを社会で担っていく体制を作っていくことが大事であると思っております。

それから、発達障害などの子どもが増えていて、学級崩壊を起こしているということに関しては、親御さん達は嫌がると思うのですが、親御さん達にもきちんと説明して、別室指導や個別指導など、その子に合った適切な指導をすることによって改善します。色々な方策が講じられていますので、そういったものを拡充することなども必要かと考えております。

少し散漫になりましたが、そういう色々な方策があると思います。健全な子どもをまず育てることが、ひいては安全な社会につながると私は考えておりますので、子育てについて本気で取り組む、色々なところと連携を取ることが必要であると考えております。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。様々な内容の御意見をいただきました。子どもの発達または教育を取り巻く環境が弱体化していること、具体的にはいじめや、ネット依存、不登校等が指摘されましたが、どこに入れるかどうかは別として、委員から指摘のあった部分に関し、この案を作る段階でどのように検討したか事務局に伺いたいと思います。

○共同参画社会推進課長

家庭教育の弱体化については、問題意識としては持っておりましたが、計画案に詳しい書き込みをするまでには至っていませんでしたので、更に検討したいと思います。

また、家庭教育に関しまして、委員から御指摘のあった非行を生まない土壌づくりの部分については、今回の計画は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの計画であり、基本的には、非行や犯罪を起こさせないために何をするかを計画としてまとめるものですので、そういったものも守備範囲に含めると、かなり広がってしまう感じがいたします。

教育委員会でも色々な取組を行っていますので、その中から、委員の御指摘も踏まえ、範囲の問題も踏まえながら、本計画に盛り込めるものは盛り込むことを検討したいと思います。

○大淵憲一会長

私の理解では、いじめや不登校など学校関係の問題は、別の計画に盛り込まれているのではないかと思います。今の委員の御質問に対応する部分について、県の別の計画が既にあれば御紹介願えればと思います。

少し時間を取って、後で答えていただくことにします。他の御質問があればお願いします。

○藤澤美子委員

菅原委員がお話ししたことは、私も大変気になっていた部分です。この会議には様々な部署の方が出席されていますが、21ページの下段に、「警察、教育、福祉、更生保護、労働等の関係機関が連携して、立ち直りまでの一貫した支援体制の整備を推進する」との文言がありますが、警察は警察、教育は教育、福祉は福祉とばらばらになっていて、相談する側にとってどこに相談したらよいか分からない場合があります。どこか核になるような相談機関、コーディネートしてくれるような場所があると、相談する側としては助かると思います。

義務教育の期間だと、先生や教育委員会が一生懸命対応してくれるのですが、それ以降は福祉の対応や生涯学習、社会教育になるのかと思います。問題のある子どもは長い目で見ていかななくてはなりません。学校やPTA、地域がどんなに関わっても、家に帰ると元に戻ってしまうケースが多いので、子ども達の問題を一箇所と考えてくれる、その子のことを深く考えてくれるような、核となるような所があると良いと思います。児童相談所を出ても、家庭環境に問題があるので、家庭に戻ると元に戻ってしまいます。中学校を卒業したらどうなるのか見えてしまう子どももいるので、そうした子どもをケアできるような所があるとよいと思います。よい環境でそうした子どもを育ててあげないと、自殺未遂を起こしたり、警察沙汰になってからは児童相談所に行けたりしていますが、そこまでいかないとケアできないケースもあったので、やはり核となる施設、場所があるとよいと思います。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。支援やサービスの内容にも言及されていましたが、基本計画の中に今の委員の御意見を反映するとすれば、核となるような機関をどのようにして作っていくかだと思います。既にそのような機関があるのかもしれませんが、市民の目から見ると見えないこともあるかもしれません。事務局としてはどうでしょうか。

○共同参画社会推進課長

地域資源の状況やお子さん本人の状況を考えると、なかなか難しい問題とされます。なお、子ども・若者を支援する法律がありまして、同法に基づいて協議会を立ち上げる準

備をしています。これは、一つの機関のみで対応するのではなく、様々な関係機関が連携して個別の問題に対処していくという趣旨のものです。まずは全県で一つの協議会を設置することとしていますが、地域の実情を踏まえて、地域ごとに取組を行っていくようになると考えております。

もう一つ、サポートセンターが全県で3箇所ありまして、そちらではニートなどの問題を抱えた方々への対応を学校や福祉、地域と連携しながら行っています。

今回の案では、犯罪のないまちづくりが基本のため、そこまでの書き込みは行っていませんでしたが、委員の御指摘もありましたので、どのような形で対応できるか検討したいと思います。

○千葉邦子委員

いじめ、不登校については、学校としても大きな問題として認識しております。いじめに関しては、平成26年度から、全ての学校でいじめ防止基本方針を策定することとなっています。また、学校の中だけではなくて、関係機関と連携してチームを組んで対応しております。

発達障害を抱えた子ども達に関しては、別室での指導などの話もありましたが、「LD等追究システム」という名称で、追究して授業を受けられるシステムがあります。ただし、全ての学校にそのシステムが置かれているわけではありません。予算上の関係とは思いますが、全児童の6.5パーセントはそのような支援を必要とされていると言われる中で、全ての学校において様々な支援が拡充されるべきではないかという御意見は、大変心強く思います。ありがとうございます。

○大淵憲一会長

ありがとうございました。できれば、事務局として、何らかの形でこのような御意見を計画に盛りこむことについて検討いただければと思います。

他に何か御意見、御質問等があればお願い致します。

○菅原理意子委員

24ページの「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」についてですが、実は、DVやモラハラをする男には、そういう自覚、認識がない場合が多く、自分が被害者だという方もいます。そのような加害者に対する治療が必要だと強く感じています。県でやることではないと思いますが、例えば、精神科で治療をやってもらうとか、カウンセリングなどですが、県でそのようなことを考えているのかどうかお伺いします。

○子育て支援課

DVにつきましても、委員の御意見のとおり、自覚がないまま加害者になっているケー

スが多いため、被害者への支援と併せて、加害者への対策も考えていかなければならないという認識はありますが、被害者対策ほどの具体的な施策までは至っていないので、今後検討が必要かと考えております。

○大淵憲一会長

委員の中で、加害者への教育や治療が必要であるという今の意見に関する情報等があれば御紹介願います。もしなければ、事務局で調べていただいて、次回会議で紹介願えればと思います。他にいかがでしょうか。

○佐藤善子委員

25ページの(10)のところですが、高齢者の見守り活動の推進と、障害者の見守り活動の推進のところ、研修会の開催が新たに盛り込まれています。特に「ロ」の障害者の見守り活動の推進部分で「障害者と身近に接する医療機関、社会福祉活動団体、ヘルパーや介護ボランティア等を対象とする研修会の開催」等と記載されていますが、基本計画案の段階ではありますが、その研修会の内容についてお伺いします。

○長寿社会政策課

高齢者に対する研修についてですが、まず、施設職員対象の虐待防止のための研修が大きなメニューとしてあります。その中には、身体拘束廃止の要件や、高齢者虐待防止法の考え方、概要を説明する研修メニューがあります。25ページの後段に、成年後見制度の促進について記載されていますが、これは地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての概要説明などとなっています。

○共同参画社会推進課長

障害福祉関係の事業については、本日担当者が出席しておりませんので、事務局で確認の上、後で回答いたします。

○大淵憲一会長

よろしく願います。他にいかがでしょうか。

○庄子直委員

非行少年に関する意見がありましたが、大人にも同様の問題があります。私に関わっている万引きの問題については、本人の意思によらずに万引きしてしまうという方が多く見られます。万引きを止めたいと思っているのにやってしまう、そういう犯罪を犯した人が相談できるような窓口があればと思います。例えば、薬物を止めたいのだけれど、どうしたらよいのか、万引きをしてしまったのだが、どうしたら止められるのかなど、そういう

ことを相談できるような窓口が必要であり、被害者ではなく、悪いことをしてしまった人、してしまいそうな人をいかに救うかという窓口が必要ではないかと考えます。

万引きで多いのが累犯で、精神的に不安定な方ですが、警察でもそれが分かっている、御家族と話をするなどして対応しているのかもしれませんが、どうしてもまたやってしまう人がいる。そういう方のための相談窓口があつて、医療機関を紹介するとか、そういう連携ができていけば、本来犯罪を犯したくないのだけれど犯してしまう方をうまく拾い上げられるのではと思います。

既にそうした窓口が有るのかもしれませんが、もしまだないのであれば、県にぜひ窓口を設置していただきたいと思います。

○大淵憲一会長

このことについて、県で何か情報があればお願いしたいと思いますが、その前に私が個人的に関わっていることについて御紹介します。

刑務所や少年院などを管理運営している法務省では、今、御指摘のあったような犯罪を犯した方の更生の取組に力を入れていると伺っています。ただし、それは施設などに収容された方が対象ですので、委員から話のあった軽度な犯罪者までは及ばないと思われます。ですけれども、事務局との事前打ち合わせの際に県にもお伝えしたのですが、少年鑑別所などの法務省の施設では、地域の問題を持った少年の行動の改善に積極的に協力したいという法務省の方針があるようなので、県でも連絡を密にしてはどうかと担当者にお話ししているところです。なお、本計画案に反映するまでには至っておりません。

○事務局

今の問題に関しまして、県では、出所しても何度も再犯を繰り返してしまう高齢者や障害を抱えた方に対して、立ち直り支援を委託するセンターを設置しています。出所者に対するこのような取組についてはPR不足な面もあるかと思いますが、今後周知を図る必要があると考えております。

○大淵憲一会長

委員の方々の御指摘のとおり、大人であれ、子どもであれ、問題を起こしそうな方に対してどんな支援ができるかという観点からは、あまり出ていないような気がするのですが、御検討いただくことにしたいと思います。

計画に書き込むほど、施策として整っていないということかもしれませんが、関連する意見が色々出ていますので、検討していただきたいと思います。

他に意見等があればお願いします。

○菅原理意子委員

16ページの地域ネットワーク促進の部分と、37ページの被災地のコミュニティの部分について、共通する問題があると思います。先ほど、藤澤委員から意見がありましたが、中心となる人、核となる人が必要だと思います。町内会やマンション管理組合ごとに、防災訓練などを行っていますが、そのような場面では人が集まりやすいと思います。そのような場を通して、住民同士のコミュニケーションを図っていく、地域社会の連帯を強めていくことが有効と思われるし、その場合は、町内会長や、マンション管理組合長などが核となる方だと思います。それにより地域の連携を強めることができると思います。

それから被災地についてですが、臨床心理士会では被災地対応を行っており、普段はなかなか外に出れない方々に、美味しい抹茶やお菓子を提供するなどして出てきていただいて、少しずつ口を開いてもらい、皆でコミュニケーションを図るという活動を震災後5年間ずっと続けている例があります。このことから、核となる人や場所が必要と思われます。

○大淵憲一会長

委員の御指摘箇所には、ネットワークづくり、あるいはリーダーの養成に関することが記載されていますが、これについて、もう少し具体的な意見等があればお願いします。

○共同参画社会推進課長

委員の御指摘どおりで、実際に取り組んでいる例もありますので、記述の中で書き込めるところがあるか検討したいと思います。実際に核となって活動されている齋藤委員の御意見もお伺いできればと思います。

○大淵憲一会長

では、どうぞ。今のことに関連してお願いします。

○齋藤浩美委員

発言の機会をいただきありがとうございます。町内会に関しましては、私も今年からさせていただいて、委員がおっしゃるように防災訓練ですと、たくさんの方がいらっやいますので、そういうところで周知、徹底しますと地域に広がりが出てくるかと思います。基本計画も一人ひとりの心に響かないとこのまま計画で止まってしまう可能性があります。大変素晴らしい内容ですし、時代に即応してきちんと運用を変えているというのは本当に素晴らしいと思っておりました。今、町内会も非常に活発ですし、18ページに周知の仕方が書いてありますけれども、市町村の広報紙、防災無線、公共メディアなども大事だと思うのですが、加えて、町内会に回覧する、基本計画のダイジェスト版のようなパンフレットで作っていただければ分かりやすいと思います。色刷りで作っていただいた物を回覧

していただきますと、県政だよりよりも見られたりすることがあります。県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る。」「地域の安全は地域で守る。」ということを謳っていただいていますので、そうしたものが届きますと効果的ではないかと思っておりました。

それから、委員の皆様からたくさんお話が出ていますが、犯罪の起きにくいまちづくりですと、犯罪ありきで、対症療法と言いますか、熱が出た時に熱を下げるとか、そういう動きにどうしても見えてしまいますので、元を絶つと言いますか、犯罪を起こそうという人を生まない、先ほど、庄子委員からもありましたが、大人でも子どもでも、犯罪を起こそうという気持ちをなくしようということに関して、皆様がおっしゃっていることが共通しているのかなと思います。若年層や女性に対する被害が多いという宮城県の実態というのは大変憂えるべきことですので、件数が下がってきているとはいえ、矛先が弱い者に向かう、たぶんDVの加害者にはそういう意識がないということが大変問題だと思うのですが、元に働きかける文言があればよいかと思います。21ページの「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」の中で「家庭、学校、地域が協力して」とありますけれども、「犯罪を起こさないまちづくり」、「巻き込まれないまちづくり」というところの中に、「犯罪を起こそうとする人のないまちにしていく。」と大人が規範を示す、それから、家庭の中でまた規範を示して、子どもを健全に育成していくというようなことを具体的に表現すると、もう少し家庭の中まで染みこんで、浸透するようになるのかと思っております。

それから、あと1点ですが、最後の方に「ホスピタリティのある地域づくり」というのは大変素晴らしいと思います。空き家の対策や犯罪の起きにくい環境づくりは大変重要だと思うのですが、今、少子高齢化が本当に恐ろしいスピードで進んでおまして、地域の担い手も若年層を巻き込むことが大変難しい状況になっております。役員をされていて、空き家とか廃れたようなところで不法投棄や空き巣などが起こりやすいことを実感として持っておりますので、34ページに「観光地・繁華街等の環境整備」ということがありますが、やはり地域に住んでいる住民の環境も整えていく、犯罪の起こしにくい環境づくりということを強調する一文があれば地域住民に力にもなると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

長くなりまして申し訳ございません。発言の機会をいただきまして本当にありがたいと思っております。

○大淵憲一会長

幾つか御提言がありましたので、御検討いただきたいと思います。

委員から家庭教育の弱体化といったことが発言されていますが、犯罪・非行が家庭にあるということを公文書に書くことは踏み込みすぎではないかという気がしておりました。個人的な意見になりますけれども、そこは少し押さえた方がいいのではないかと思います。

○藤澤美子委員

文言ですが、「インターネットやスマートフォン」という言葉が何度か出てきます。最初の方に、「インターネットやスマートフォン等」との表現がありますが、その後は「インターネットやスマートフォン」と切られています。そうするとDSなどの他の媒体が入ってこなくなるので、「等」という言葉をつけていただけないかなと思います。

3ページの「ロ」も7ページの「ロ」も、「インターネットやスマートフォン」で切られますし、(12)にも何か所か出ていますので、その辺を見ていただければと思います。

あともう一点ですが、29ページの14に入るかどうかは分かりませんが、最近、熊などの問題が結構あります。里山の整備がなされていないため、野生の生き物が里に降りてくるといふことがあるので、その辺は森林や土地の関係なのかもしれませんが、そういう整備もやっていただければいいのかなと思います。あまり関係ないのですけれども。

○大淵憲一会長

県で何か対応等があればお願いします。

○環境生活部長

今年度、特に熊の目撃情報が多くなっておりますし、今日も残念ながら人身事故が起きてしましまして、今年度で6件目と、近年にはない件数になっております。では、その熊の頭数が増えているかということについては、県による最新の調査によれば、若干増えてはいるだろうということにはなっているのですが、熊の生育頭数が増えているから町場に出てきているのかということについては、専門家の話を聞くと必ずしもそうではないということです。今、お話にもありました、奥山があつて里山があつて、町場・市街地があるというように、かつてはしっかり地域が分かれていて、熊の縄張りと言人間の縄張りの中に里山があり、そこが緩衝地帯になって、熊もなかなか町場に出てこられなかった。それが最近では里山が荒れて、山から里山に来て、そこから出たらすぐ町場になってしまうような状況になっています。これは人間にとっても不幸ですけれども、熊にとっても不幸な話ですので、町場に出てきた熊を有害鳥獣として駆除するだけではなくて、出てこないような、そもそもの対策が必要ではないかと言われております。それは一朝一夕ではできないことですが、少し本腰をいれて、きちんと里山や森林の整備といった環境整備をやらなければ、熊と人間の両方とも不幸な状況になってしまいます。その対策は何とかしていかなければならないという話にはなっておりますが、この基本計画に書き込むのは少し難しい気がしております。

○藤澤美子委員

最近、通学路上に出ていますので、そうしていければいいのかなと思います。よろしくお願いします。

○環境生活部長

先ほどから出ている地域の話になると、一番身近なのは町の立場だと思うのですが、おそらく色々な面で苦勞していると思います。平間委員から、安全・安心や青少年の健全育成などの面で、こんなところが、今、大変だということも紹介していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○平間喜久夫委員

実は、里山整備ということで非常に成功している事例が町内にございます。里山に入るのは、個人の土地ですと難しいですので、それを地域の人たちが借りて、町の補助を使って公園を整備したら熊もイノシシも出現件数が激減したという地域があります。さらに、その地域と川を挟んだ地域で同じことをやろうとしていまして、町としてもそういった取組を本腰を入れて支援していきたいと思っております。

私が現部署に所属となり、7ヶ月を経過したところですが、災害が非常に多い状況でありまして、昨年も蔵王山の火口周辺情報で、1か月や半月の期間で5,000万円くらいの風評被害が生じています。そのため、災害の観点から、自主防災組織を一生懸命整備しています。自主防災組織は地域ごとに作っていますが、蔵王町の特徴としては、まず設立するときに機器整備の補助を出しています。大体10万円位ですが、そのほかに自主防災組織で持っている避難所、ほとんどは地域の集会所ですが、そこに太陽光発電が設置可能であれば、200万円まで補助をして、大きな災害が起きたときに、電気が使えるという状況を作っております。自主防災組織を作ると、次は避難訓練です。齋藤委員は町内会の役員としてまさに企画・参画されていると思いますが、全地区一斉に、中学校の生徒と地域が一緒になって、年に1回防災訓練をやります。まさに安全・安心の取組はこういったところで啓発すれば有効なのかと思います。町の総務職員もこういった機会に防災講話をするということで招待を受けておりますので、併せて安全・安心についても啓発をしたいと思います。この計画そのものも非常にしっかりしていると思っておりますが、その中で一番苦勞していることは、34ページの空き家についてです。空き家対策特措法というのができており、市町村の責務で、基本計画を作って、空き家の所有者に色々なことをなさい、最終的に行政代執行までできます、という法律です。先ほども言いましたように、町内で放火事件がありましたが、そのうち2件は空き家が燃やされています。狙ったように空き家だけを燃やしてありまして、住民からは、法律があるのだから、それに基づいて何とかしてほしいという要望をいただきますが、手続きが非常に煩雑になっています。色々な形で何回か勧告をして、最終的には行政代執行を行い、所有者に代わって町が建物を撤去しなければならない。最終的にはそこまでやらなければいけないのですが、当方のような小さな役所の場合、人員の面で大変苦勞しております。ぜひ、県で適切な指導をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。何人かの委員から防犯活動を活性化させるためには防災活動と連携するという御提言がありました。それらしいことは既に記載されていますが、実際に非常に効果的かもしれないので、もう少しこの観点から見直していただくことも意味はあるかもしれません。時間も押しておりますけれども、他に何かあればお願いします。

○村上裕子委員

私は子どもの学区で交通安全の旗振りの活動をやっているのですが、近年、富谷市では交通量が多いことに加え、スピードを出している車が多く、子ども達は通学路で大変危険な思いをしています。計画の中には、8ページに「通学路の安全対策の推進」という方向性がありまして、地域通学路を安全にというのは分かるのですが、毎日、交通事故の情報が流れたり、高齢者の交通事故が起きたりしていることからしますと、運転される方への指導が、近年、少ないのではないかと感じています。高齢者ということではなくて、若い方もそうですし、「宮城県はマナーが悪い。」とよく言われるようになりました。その辺も宮城県として意識していった方がよろしいのではないかと思います。

○大渕憲一会長

はい、ありがとうございます。交通事故は犯罪かどうかは微妙なところではありますけれども、無関係ではないのは事実です。

○共同参画社会推進課長

実は交通安全の計画は別に作っておりまして、そちらの方に網羅的に書かれてあるのですが、関連する部分がありましたらこちらの方でも検討させていただきたいと思います。

○大渕憲一会長

他に何かありますか。予定された時間が過ぎておりますが、もちろんこの席でなくても、この案について委員の間で御意見がある場合は、直接、担当者の方に御連絡していただければと思います。

冒頭スケジュールの御案内でもありましたように、1月が次に集まる会ではありますが、それ以前にも直接御意見をいただければ、よりよい計画案ができると思います。それでは、今日の話は以上として、委員の方には、引き続き、案の検討をお願いしたいと思います。

議事次第5の「その他」としまして、議題に挙がっているもの以外に、何か御質問や御意見があればお願いします。熊の話も出ましたので、以上のような気がしますが、他に何かありましたら御発言をお願いいたします。

○西條由紀子副会長

先ほど、高齢者を対象とする、いわゆる特殊詐欺被害が減少しつつあると報告がありましたが、ごく最近の話ですが、若林区では「犯人が捕まりました。犯人の持っている情報の中にお宅の情報がありました。」という電話を掛けられたという情報がありました。減少しつつあることを逆手にとった犯罪が出てきているということで、いたちごっこの状況にある気がします。警察の名を語って電話が来るということがありましたので警戒しなければならぬと思いました。

それから、皆様のお話を聞かせていただいて、犯罪の質がだいぶ変わってきているという思いがありました。例えば、子どもの犯罪でも、家庭環境から来るもの、それから、高齢者の犯罪も増えつつありますが、それはしようと思って犯罪をするのではなく、病気が原因であったりというように、犯罪の質が変わって来ていると思いました。こういう計画を作るにしても、もう少しきめの細かいところまで踏み込む必要があるのかもしれないと感じました。

○大淵憲一会長

今日、何度も委員の間から出ておりました、被害だけでなく加害者、あるいは加害者になりそうな問題も検討すべきではないかという、色々と難しい問題がありそうな気がしますけれども、意見が出ておりますので、計画案のバージョンアップの際に御検討いただければと思います。

他にございませんでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○司会

大淵会長、長時間にわたり、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり大変熱心な御審議ありがとうございました。本日の中で、また会長からも御紹介のありました、今後の流れでございますが、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、改めて中間案を調整し、委員の皆様にご確認をいただいた上で中間案を確定します。確定した中間案を、今月25日に開会予定の県議会の常任委員会に御報告した後、一か月程度の期間でパブリックコメントを実施することとしてございます。そして、これらの過程の中で出た意見を踏まえ、事務局で最終案を調整し、年が明けました1月の開催を予定しております。次回、第3回委員会の中で御審議をいただく予定としておりますので、改めましてよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の委員会の日程につきましては、後日、調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、安全・安心まちづくり委員会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。